特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	沼津市児童扶養手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
沼津市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
沼津市長

公表日
令和7年3月17日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給者世帯の住民情報、所得情報及び年金情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う。 ②新規申請に関する事務 ③受給者の転入、転出に係る台帳移管事務 ④その他変更（口座情報等）に係る事務
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバ、統合宛名システム、電子申請システム

2. 特定個人情報ファイル名
児童扶養手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・第9条第1項　別表56、135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・照会　81の項 ・提供17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来創造課
②所属長の役職名	こども未来創造課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒410-8601　沼津市御幸町16－1 沼津市役所　総務課　電話055-934-4712

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒410-8601　沼津市御幸町16－1 沼津市役所　こども未来創造課　電話055-934-4827

９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月19日	Ⅳリスク対策	旧様式により項目なし	新様式によりリスク管理項目の追加	事後	
平成31年4月19日	評価実施機関における担当部署（所属長の役職）	山田　秀一	こども家庭課長	事後	様式改正による
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目	平成27年４月１日時点	令和2年４月１日時点	事後	しきい値判断再実施による
令和3年9月1日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	番号利用法改正による
令和6年5月10日	評価実施機関における担当部署①部署②所属長の役職	①こども家庭課　②こども家庭課長	①こども未来創造課　②こども未来創造課長	事後	
令和6年5月10日	連絡先	こども家庭課	こども未来創造課	事後	
令和6年5月10日	しきい値判断項目 １　対象人数　２　取扱者数	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年5月10日	情報連携ネットワークシステムによる情報連携　②法令上	（別表第二における情報提供の根拠） （13、16、26、30、47、64、65、87、116の	（別表第二における情報提供の根拠） （13、16、26、30、47、64、65、87、106,	事後	
	Ⅰ　３　個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第29条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・第9条第1項　別表56、135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第29条	事後	
	Ⅰ　4情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（13、16、26、30、47、64、65、87、106, 116の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第二における情報提供の根拠） ・第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 （別表第二における情報照会の根拠） ・第31条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・照会　81の項 ・提供17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	事後	
	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	旧様式により項目なし	十分である	事後	
	Ⅳリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	旧様式により項目なし	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
	Ⅱしきい値判断項目	令和6年4月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	